

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2023年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）弁護士または司法書士の登録を受けていないFPが、顧客から報酬を受け取り、相続財産である不動産の登記申請を代行した。
- （イ）税理士の登録を受けていないFPが、参加費有料の相続セミナーを開催し、一般的な相続税の計算方法の説明と仮定の事例に基づく相続税の計算手順について解説した。
- （ウ）社会保険労務士の登録を受けていないFPが、参加費無料の年金セミナーを開催し、一般的な社会保障制度に関する説明と年金相談に応じた。
- （エ）金融サービス仲介業または生命保険募集人、保険仲立人の登録を受けていないFPが、保険募集を目的として生命保険商品の説明を行い、具体的な保険設計書を用いて顧客に保険の加入を促した。

問2

「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金融サービス仲介業を行う場合、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。
2. 金融商品販売業者等が重要事項の説明義務を怠ったことにより顧客に損害が生じた場合、金融商品販売業者等が損害賠償責任を負う。
3. デリバティブ取引や外国為替証拠金取引（FX）は、金融サービス提供法が適用される。
4. 金融サービス提供法による保護の対象は個人に限られ、原則として、事業者は保護の対象とならない。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

経済統計等に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

名称	発表機関	概要
国内総生産 (GDP)	内閣府	一定期間中に国内で生み出された財およびサービスなどの付加価値の合計である。ここから物価の変動による影響を取り除いたものを（ア）GDPという。
マネーストック 統計	（イ）	金融機関・中央政府を除く経済主体（一般法人、個人、地方公共団体など）が保有する通貨量の残高を集計したものである。
全国企業短期 経済観測調査 (日銀短観)	日本銀行	全国の企業動向を的確に把握し金融政策の適切な運営のために統計法に基づいて行われる調査であり、全国の約1万社の企業を対象に、（ウ）実施される。
（エ）	内閣府	生産、雇用など様々な経済活動での重要かつ景気に敏感に反応する指標の動きを統合することによって作成された指標であり、コンポジット・インデックス（CI）を中心として公表される。

<語群>

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| 1. 名目 | 2. 実質 | |
| 3. 金融庁 | 4. 財務省 | 5. 日本銀行 |
| 6. 毎月 | 7. 四半期ごとに | 8. 半期ごとに |
| 9. 景気ウォッチャー調査 | 10. 景気動向指数 | 11. 業況判断指数・DI |

問4

安藤さんは、2019年からNISA（少額投資非課税制度）を活用して投資を始め、2023年まで毎年、年間の限度額まで金融商品を購入してきた。そして、2024年以降も新しいNISAを活用して投資を継続することを検討しており、FPの皆川さんに質問をした。NISAに関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「2023年に購入し、NISA口座で保有している金融商品を値下がり後に売却したことによる損失は、ほかの一般口座や特定口座で保有している金融商品の配当金や売却によって得た利益と損益通算できます。」
- （イ）「2019年から2023年の間に購入してNISA口座で保有している金融商品については、非課税期間内に売却するか、非課税期間終了時に保有を継続する場合は一般口座や特定口座に移管するかのどちらかになります。」
- （ウ）「2024年以降のNISAの成長投資枠は、年間投資額で240万円まで、かつ、非課税保有限度額1,800万円のうち1,200万円までです。」
- （エ）「2024年以降のNISAのつみたて投資枠および成長投資枠の投資対象商品は、つみたてNISAおよび一般NISAの投資対象商品と同じです。」

問5

下記<資料>の債券を取得日から5年後に売却した場合における所有期間利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>

表面利率：年0.8%
額面：100万円
購入価格：額面100円につき98.00円
売却価格：額面100円につき98.85円
所有期間：5年

問6

柴田さんは、下記<資料>の投資信託の購入を検討しており、FPの唐沢さんに質問をした。投資信託の手数料等に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

投資信託説明書（交付目論見書）										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">Y X 米国成長株ファンド（為替ヘッジなし）</div>										
追加型投信／海外／株式										
（中略）										
ファンドの費用										
[投資者が直接的に負担する費用]										
購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜3.0%）を乗じた額です。購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。									
信託財産留保額	ありません。									
[投資者が信託財産で間接的に負担する費用]										
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に年1.65%（税抜1.50%）の率を乗じた額とします。 <配分（税抜）および役務の内容> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">委託会社</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">年率0.70%</td> <td style="padding: 2px;">ファンドの運用・調査、基準価額の算出等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">販売会社</td> <td style="padding: 2px;">年率0.70%</td> <td style="padding: 2px;">各種法定書面の送付、顧客口座の管理等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受託会社</td> <td style="padding: 2px;">年率0.10%</td> <td style="padding: 2px;">ファンドの財産の保管および管理等</td> </tr> </table> ※毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。	委託会社	年率0.70%	ファンドの運用・調査、基準価額の算出等	販売会社	年率0.70%	各種法定書面の送付、顧客口座の管理等	受託会社	年率0.10%	ファンドの財産の保管および管理等
委託会社	年率0.70%	ファンドの運用・調査、基準価額の算出等								
販売会社	年率0.70%	各種法定書面の送付、顧客口座の管理等								
受託会社	年率0.10%	ファンドの財産の保管および管理等								
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ・ 金融商品等の売買委託手数料／外国証券の保管等に要する費用等 									

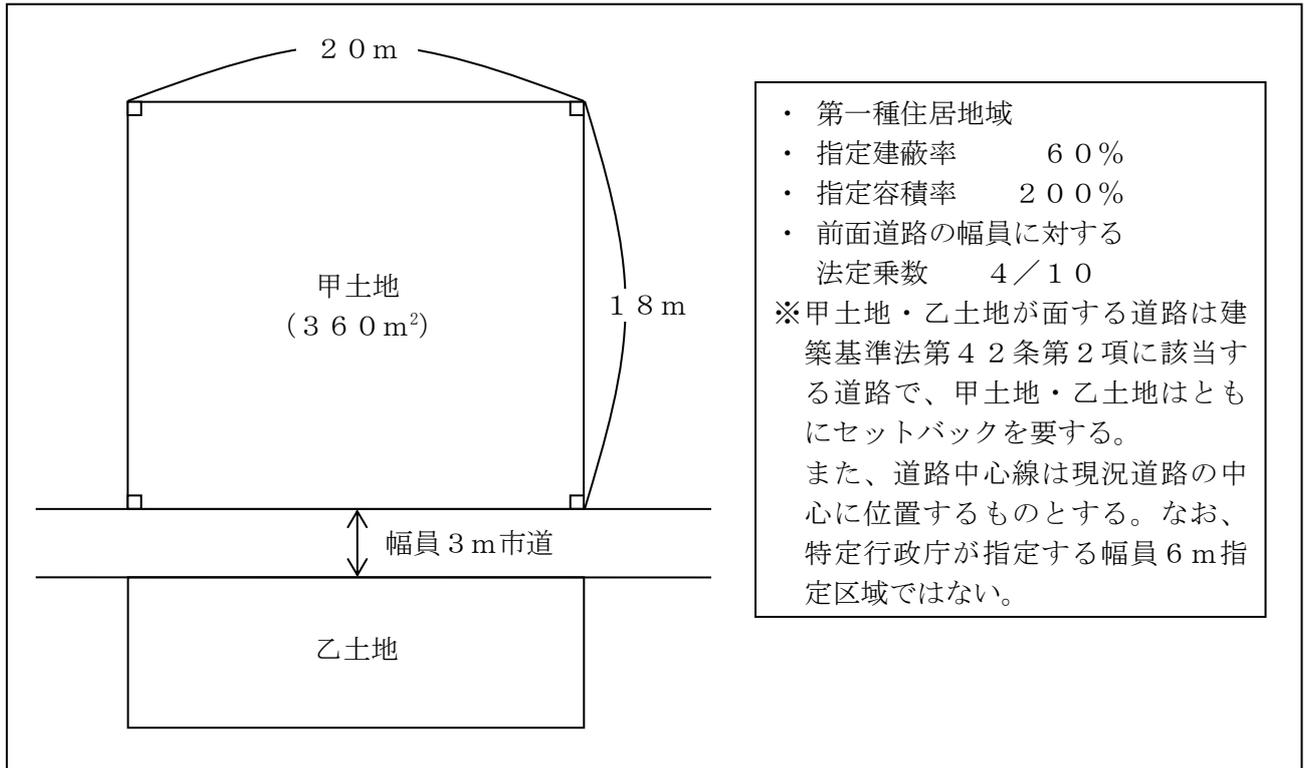
- (ア) 「このファンドを10万円購入する場合の購入時手数料は、税込3,300円です。」
- (イ) 「運用管理費用（信託報酬）は、日々の基準価額には影響せず、計算期末と信託終了時のみ基準価額にマイナスに影響します。」
- (ウ) 「その他の費用・手数料は、ファンドによって投資者が負担する費用項目や内容が違ふことがあります。」

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記<資料>の甲土地に建物を建築する場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>



問8

山岸さんは、所有しているマンションを賃貸している。下記<資料>に基づく2023年分の所得税に係る不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、<資料>以外の収入および支出等はないものとし、青色申告特別控除は考慮しないものとする。

<資料：2023年分の賃貸マンションに係る収入および支出等>

- ・ 賃料収入（総収入金額）：126万円
- ・ 支出
 - 銀行へのローン返済金額：73万円（元金50万円、利息23万円）
 - 管理費等：18,000円
 - 管理業務委託費：63,000円
 - 火災保険料：7,000円
 - 固定資産税：125,000円
 - 修繕費：38,500円
- ・ 減価償却費：246,000円

※支出等のうち必要経費となるものは、すべて2023年分の所得に係る必要経費に該当するものとする。

1. 32,500円
2. 278,500円
3. 532,500円
4. 778,500円

問9

浜松さんは、居住している自宅マンションを売却する予定である。売却に係る状況が下記<資料>のとおりである場合、所得税に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

取得日：2019年2月5日

売却予定日：2024年2月9日

取得費：4,800万円

譲渡価額：8,300万円

譲渡費用：290万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

浜松さんがこのマンションを売却した場合の特別控除後の譲渡所得の金額は（ア）万円となり、課税（イ）譲渡所得として扱われる。

1. (ア) 210 (イ) 短期
2. (ア) 500 (イ) 短期
3. (ア) 210 (イ) 長期
4. (ア) 500 (イ) 長期

問10

下記<資料>は、横川さんが購入を検討している中古マンションのインターネット上の広告（抜粋）である。この広告の内容等に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

〇〇マンション302号室			
販売価格	3,480万円	所在地	◎◎県××市〇〇町3-1
交通	××線△△駅まで徒歩9分	間取り	3LDK
専有面積	71.66m ² （壁芯）	バルコニー面積	14.28m ²
階/階建て	3階/5階	築年月	1994年6月
総戸数	42戸	構造	鉄筋コンクリート造
管理費	20,200円/月	修繕積立金	15,600円/月
土地権利	所有権	取引形態	売主

- （ア）この物件の出入り口から××線△△駅までの道路距離は、720m超800m以下である。
- （イ）この物件の専有面積として記載されている面積は、登記簿上の面積と同じである。
- （ウ）この物件は専有部分と共用部分により構成されるが、バルコニーは共用部分に当たる。
- （エ）この物件を購入する場合、売主である宅地建物取引業者に仲介手数料を支払う必要がない。

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。

問11

井上隆也さん（38歳）が加入の提案を受けた生命保険の保障内容は下記＜資料＞のとおりである。この生命保険に加入した場合、次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／生命保険提案書＞

ご提案書

（ご契約者） 井上 隆也 様
 （被保険者） 井上 隆也 様
 （年齢・性別） 38歳・男性

予定契約日：2024年2月1日
 払込保険料合計：××,×××円
 支払方法：月払い、口座振替

38歳
ご契約

48歳

65歳

就業不能保険

定期保険

更新

3大疾病保険

更新

軽度3大疾病保険

更新

総合医療保険（一時金タイプ）

更新

◇ご提案内容

ご契約内容	保険期間	保険金・給付金名称	主なお支払事由など	保険金額・給付金額
就業不能保険	65歳まで	就業不能給付金	就業不能状態（※1）が30日以上継続した場合	30万円
定期保険	10年	死亡保険金	死亡したとき	1,000万円
3大疾病保険	10年	3大疾病保険金	所定の3大疾病に罹患したとき（がん（悪性新生物）と診断確定された場合、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態となった場合）	500万円
軽度3大疾病保険	10年	軽度3大疾病保険金	上皮内がん（上皮内新生物）と診断確定された場合、心疾患・脳血管疾患で所定の公的医療保険の対象となる手術を受けた場合	50万円
総合医療保険（一時金タイプ）	10年	総合入院給付金	1回の入院（※2）につき、入院日数が1日以上に達したとき	20万円
		手術給付金	所定の公的医療保険の対象となる手術を受けたとき	2万円
		通院給付金	総合入院給付金が支払われる入院前後の通院をしたとき	3,000円×最大30日

（※1）就業不能状態とは、①入院 ②公的医療保険の対象となる在宅医療（在宅患者診療・指導料が算定されること）を指します。

（※2）支払事由に該当する入院を60日以内に2回以上したときは継続した「1回の入院」とみなします。ただし、退院日の翌日から60日経過後に開始した入院は、別の入院とします。

- ・ 井上さんが骨折により 8 日間継続して入院し、その間に約款所定の公的医療保険の対象となる手術を受け、退院から 1 ヶ月後に肺炎で 5 日間継続して入院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 井上さんが初めて上皮内がん（上皮内新生物）と診断され、治療のため 5 日間継続して入院し、その間に約款所定の公的医療保険の対象となる手術を 1 回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 井上さんがケガにより医師の指示に基づき自宅で 40 日間療養し、当該期間について公的医療保険の在宅患者診療・指導料が算定されている場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

問 12

少額短期保険に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 少額短期保険業者が、1 人の被保険者について引き受ける死亡保険金額および疾病を原因とする重度障害保険の保険金額の上限はそれぞれ（ア）で、低発生率保険を除いたすべての保険契約の保険金額を合計して 1,000 万円を超えてはならない。
- ・ 保険期間の上限は、生命保険・医療保険が（イ）、損害保険は（ウ）である。
- ・ 保険料は、生命保険料控除・地震保険料控除の対象と（エ）。

1. （ア）300 万円 （イ）1 年 （ウ）2 年 （エ）ならない
2. （ア）500 万円 （イ）1 年 （ウ）1 年 （エ）なる
3. （ア）300 万円 （イ）2 年 （ウ）1 年 （エ）ならない
4. （ア）500 万円 （イ）2 年 （ウ）2 年 （エ）なる

問 1 3

加瀬さん（45歳）は、下記＜資料＞の自動車保険に加入している。下記＜資料＞に基づく次の（ア）～（エ）の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、＜資料＞に記載のない特約については考慮しないものとする。

＜資料＞

自動車保険証券			
保険契約者			
住所	×××× ○-○○	記名被保険者	(表示のない場合は契約者に同じ)
氏名 加瀬 朋広 様			
運転者年齢条件		35歳以上補償/ 35歳以上の方が運転中の事故を補償します。	
証券番号 ××-×××××			
保険期間	2024年 1月15日 午後4時から	2025年 1月15日 午後4時まで	合計保険料 <u>△△, △△△円</u>
被保険自動車			
登録番号	東京 ○○○ に ××××		
車台番号	△△△-△△△△△		
車名	×××		
用途車種	自家用小型乗用		
適用している割増・割引	ノンフリート契約 20等級（割引60%） 運転者家族限定割引（本人・配偶者・同居の親族・別居の未婚の子）		
安全装置	エアバッグ ABS		
補償種目・免責金額（自己負担額）など		保険金額	
車両	免責金額	1回目 0円	一般車両保険（一般条件）
		2回目 10万円	150万円
対人賠償（1名につき）			無制限
無保険車傷害			人身傷害で補償されます
自損事故傷害			人身傷害で補償されます
対物賠償	免責金額	0円	無制限
人身傷害（1名につき）	搭乗中のみ担保		1億円
その他の補償			
弁護士費用特約			補償されます 300万円
ファミリーバイク特約			補償されます（対人・対物に同じ）
事故付随費用特約			補償されません

- (ア) 加瀬さんの友人（50歳）が被保険自動車を運転中、他人にケガをさせ法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象となる。
- (イ) 加瀬さんが被保険自動車を運転中、飛び石により窓ガラスが破損し、車両保険金のみが支払われた場合、当該事故はノンフリート等級別料率制度における「1等級ダウン事故」に該当する。
- (ウ) 加瀬さんが被保険自動車を運転中、他人が運転する自動車と衝突し、加瀬さんがケガをした場合、過失割合にかかわらず治療費用の補償を受けることができる。
- (エ) 加瀬さんが所有する原動機付自転車を加瀬さんの妻（40歳）が運転中、他人にケガをさせ法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象とならない。

問 1 4

羽田涼介さんが2023年中に支払った終身保険と終身医療保険の保険料は下記<資料>のとおりである。涼介さんの2023年分の所得税の計算における生命保険料控除額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、2023年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

<資料>

<p>[終身保険 (無配当)] 契約日：2010年5月1日 保険契約者：羽田 涼介 被保険者：羽田 涼介 死亡保険金受取人：羽田 絵梨花 (妻) 2023年の年間支払保険料：129,600円</p>	<p>[終身医療保険 (無配当)] 契約日：2019年3月1日 保険契約者：羽田 涼介 被保険者：羽田 涼介 死亡保険金受取人：羽田 絵梨花 (妻) 2023年の年間支払保険料：75,120円</p>
--	---

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約 (旧契約) 等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払保険料の全額
25,000円 超	50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約 (新契約) 等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 78,780円
2. 83,780円
3. 88,780円
4. 93,780円

【第5問】下記の（問15）～（問17）について解答しなさい。

問15

西山さん（67歳）の2023年分の収入等が下記＜資料＞のとおりである場合、西山さんの2023年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

内容	金額
老齢基礎年金	70万円
遺族厚生年金	110万円
生命保険の満期保険金（一時金）	250万円

※生命保険は、養老保険（保険期間20年、保険契約者および満期保険金受取人は西山さん）の満期保険金であり、既払込保険料（西山さんが全額負担している）は160万円である。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

1. 20万円
2. 40万円
3. 45万円
4. 90万円

問 16

個人事業主の大久保さんが事業開始に当たり取得した建物の状況等は下記<資料>のとおりである。下記<資料>に基づく大久保さんの2023年分の所得税における事業所得の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費を計算しなさい。なお、建物は事業にのみ使用しているものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

[建物の状況]

取得価額：7,500万円

法定耐用年数：25年

取得年月日：2023年4月1日

※事業開始の遅延により、同年10月1日から事業の用に供している。

[耐用年数表 (抜粋)]

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
25年	0.040	0.080

問 17

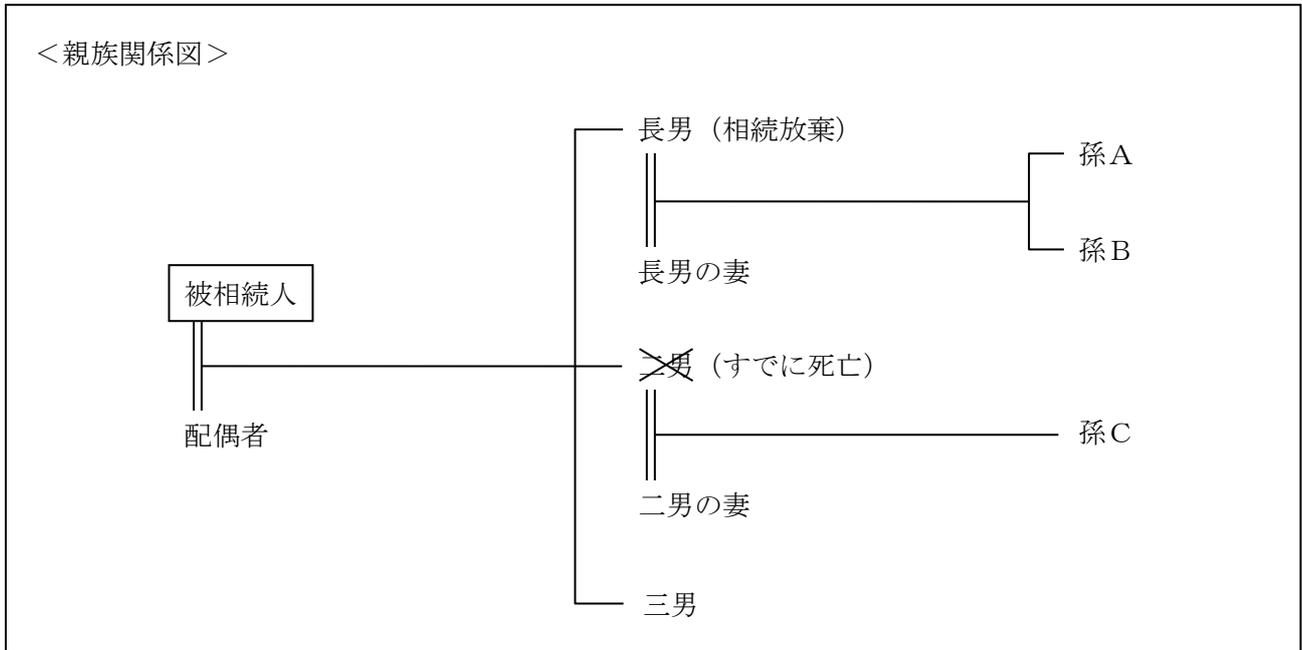
役員等以外の者の所得税における退職所得に関する次の(ア)～(エ)の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、復興特別所得税および記載のない事項については一切考慮しないものとする。

- (ア) 退職所得控除額の計算に当たり、勤続年数に1年未満の端数がある場合、その端数は切り捨てて勤続年数を計算する。
- (イ) 勤続年数30年で退職した場合の退職所得控除額は、「70万円×勤続年数」により計算する。
- (ウ) 退職所得の金額は、勤続年数にかかわらず、すべて退職一時金等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する額となる。
- (エ) 退職一時金を受け取った場合、原則として確定申告をしなければならない。

【第6問】下記の（問18）～（問21）について解答しなさい。

問18

下記＜親族関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとする。



[相続人の法定相続分および遺留分]

- ・ 被相続人の孫Aおよび孫Bの各法定相続分は（ア）である。
- ・ 被相続人の配偶者の遺留分は（イ）、被相続人の孫Cの遺留分は（ウ）である。

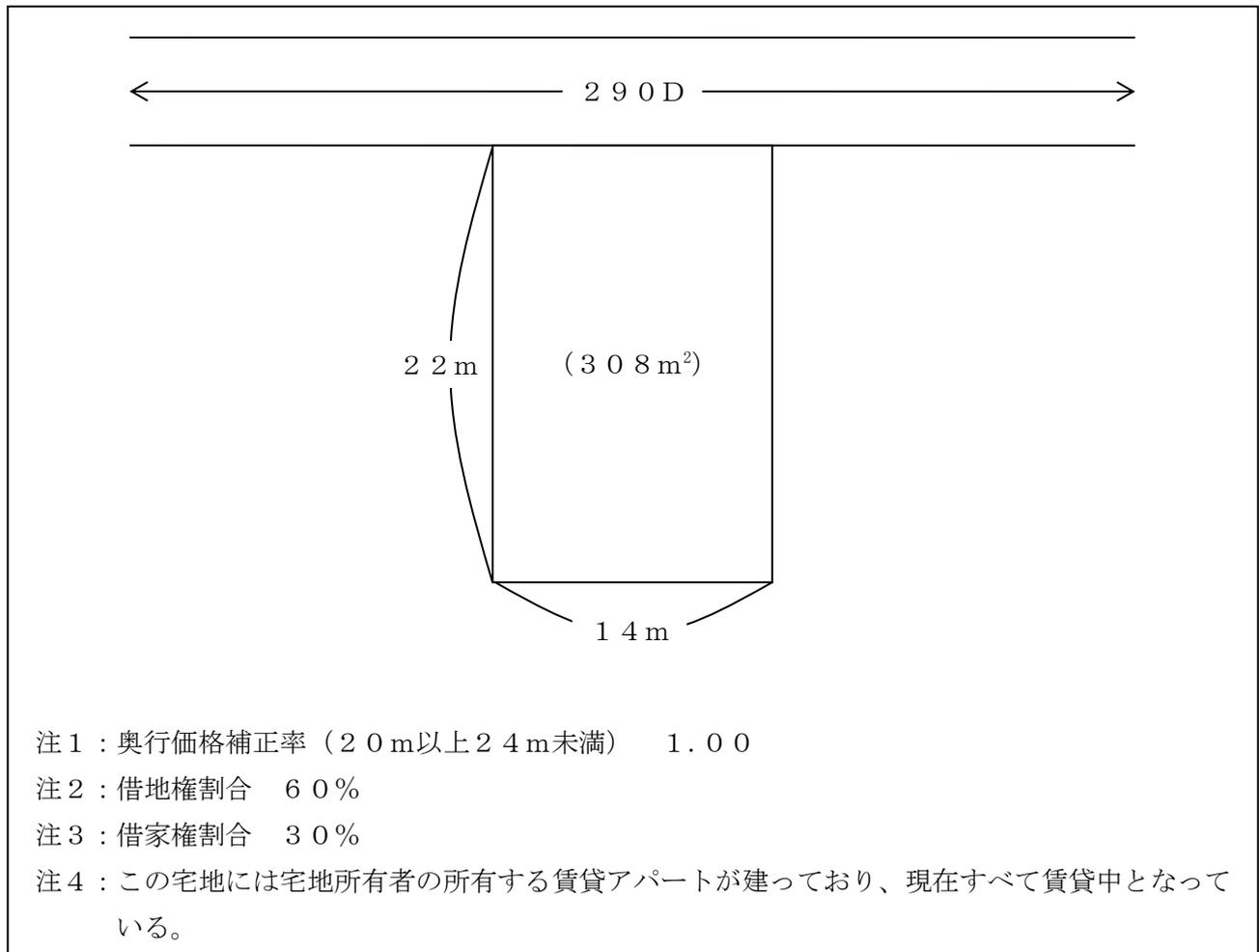
＜語群＞

- | | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 1. ゼロ | 2. $1/2$ | 3. $1/3$ | 4. $1/4$ | 5. $1/6$ |
| 6. $1/8$ | 7. $2/3$ | 8. $1/12$ | 9. $1/16$ | |

問19

下記<資料>の宅地（貸家建付地）に係る路線価方式による相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>



1. $290,000\text{円} \times 1.00 \times 308\text{m}^2$
2. $290,000\text{円} \times 1.00 \times 308\text{m}^2 \times 60\%$
3. $290,000\text{円} \times 1.00 \times 308\text{m}^2 \times (1 - 60\%)$
4. $290,000\text{円} \times 1.00 \times 308\text{m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$

問20

下記の相続事例（2023年12月10日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：7,000万円（小規模宅地等の特例適用後：1,400万円）

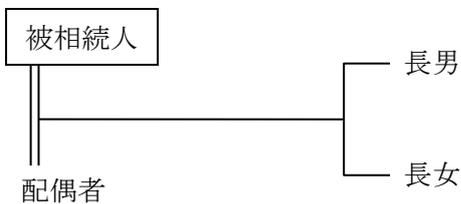
建物：1,000万円

現預金：3,200万円

死亡保険金：1,800万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：1,200万円

＜親族関係図＞



※小規模宅地等の特例の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用はすべて長男が負担している。

1. 4,700万円
2. 5,900万円
3. 6,200万円
4. 10,300万円

問 2 1

住吉さんは、FPの宮本さんに配偶者居住権について質問をした。配偶者居住権に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、配偶者居住権の要件を満たしているものとする。

- ・ 配偶者居住権は、遺贈により、配偶者に取得させること（ア）。また、配偶者居住権を有する者が死亡した場合、配偶者居住権は、その者の相続に係る相続財産と（イ）。
- ・ 配偶者居住権の存続期間は、原則として（ウ）までとされ、配偶者居住権を取得した者はその建物の所有者に対して、配偶者居住権の設定の登記を請求すること（エ）。

1. （ア）ができる （イ）なる （ウ）相続開始時から6ヵ月後 （エ）はできない
2. （ア）ができる （イ）ならない （ウ）配偶者の死亡時 （エ）ができる
3. （ア）はできない （イ）なる （ウ）配偶者の死亡時 （エ）はできない
4. （ア）はできない （イ）ならない （ウ）相続開始時から6ヵ月後 （エ）ができる

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜杉田家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
杉田 康人	本人	1973年10月14日	会社員
志津子	妻	1974年 8月24日	パートタイマー
圭太	長男	2008年 5月10日	高校生
ひな	長女	2010年11月22日	中学生

＜杉田家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
家族構成/ 年齢	杉田 康人	本人	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
	志津子	妻	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳
	圭太	長男	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
	ひな	長女	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
ライフイベント			ひな 中学入学	圭太 高校入学	自動車の 買替え	ひな 高校入学	圭太 大学入学
変動率							
収入	給与収入(本人)	1%	572				(ア)
	給与収入(妻)	—	180				
	収入合計	—	752		763		
支出	基本生活費	2%	257	262	267		
	住居費	—	163		163		
	教育費	—	48		80		
	保険料	—	72		72		
	一時的支出	—			201		
	その他支出	1%	39		40		
	支出合計	—	579		823		
年間収支			—	173			
金融資産残高			1%	605	781	(イ)	

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 2

杉田家のキャッシュフロー表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 3

杉田家のキャッシュフロー表の空欄（イ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 4

康人さんは、教育費の負担が心配になり、奨学金について調べることにした。日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 給付型奨学金の収入基準の判定は、申込人と父母の3人家族の場合、父母のどちらか収入の高い方1名を生計維持者として、判定を行う。
2. 給付型奨学金の「予約採用」は、学力基準である「高等学校等における全履修科目の評定平均値が一定以上」という要件を満たしていない場合、申し込むことができない。
3. 貸与型奨学金には、利息が付く「第一種」と利息が付かない「第二種」がある。
4. 貸与型奨学金は、「第一種」と「第二種」を併用することができる。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問25

大津さんは、受け取った退職金1,300万円を老後の生活資金として将来使用する予定である。この金額を10年間、年利1.0%で複利運用する場合、10年後の合計額はいくらになるか。

問26

細井さんは、受け取った退職金3,800万円を今後25年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に均等に生活資金として取り崩したいと考えている。毎年取り崩すことができる最大金額はいくらになるか。

問27

香川さんは、子どもの大学進学資金として、10年後に300万円を用意しようと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

牧村耕治さんは、民間企業に勤務する会社員である。耕治さんと妻の琴美さんは、今後の生活設計や資産形成などについて、FPで税理士でもある吉田さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2024年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
牧村 耕治	本人	1986年 8月20日	37歳	会社員（正社員）
琴美	妻	1988年10月 8日	35歳	会社員（正社員）
雄大	長男	2018年12月13日	5歳	保育園児

[収入金額（2023年）]

耕治さん：給与収入670万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

琴美さん：給与収入400万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

耕治さん名義

銀行預金（普通預金）： 80万円

銀行預金（定期預金）： 110万円

財形年金貯蓄： 120万円

個人向け国債（変動10年）： 60万円

琴美さん名義

銀行預金（普通預金）： 230万円

公募株式投資信託： 40万円

上場株式： 90万円

[住宅ローン]

契約者：耕治さん

借入先：HA銀行

借入時期：2021年10月（居住開始時期：2021年10月）

借入金額：2,600万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：全期間固定金利型（年1.4%）

返済期間：30年間

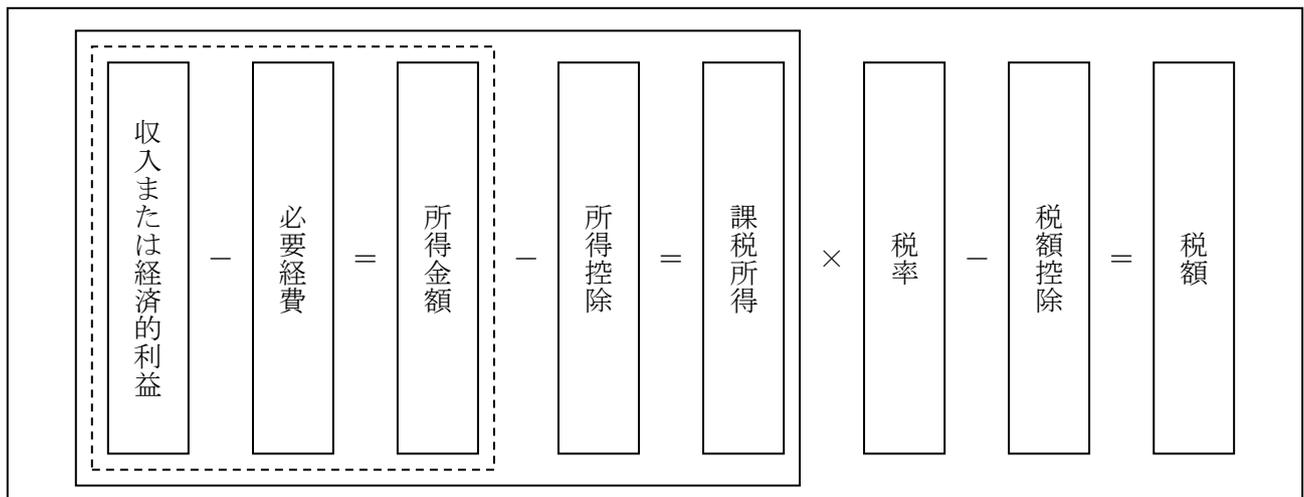
[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額1,500万円（リビング・ニーズ特約付き）。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は耕治さん、保険金受取人は琴美さんである。
- ・ 収入保障保険B：年金月額10万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は耕治さん、年金受取人は琴美さんである。
- ・ 火災保険C：保険金額2,000万円。保険の目的は建物、保険契約者（保険料負担者）は耕治さんである。
- ・ 医療保険D：入院給付金日額5,000円、保険契約者（保険料負担者）および被保険者は琴美さんであり、先進医療特約が付加されている。

問28

F Pの吉田さんは、個人に対する所得税の仕組みについて耕治さんから質問を受けた。吉田さんが下記<イメージ図>を使用して行った所得税に関する次の(ア)～(エ)の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<イメージ図>



(出所：財務省「所得税の基本的な仕組み」を基に作成)

- (ア)「耕治さんが収入保障保険の保険料を支払ったことにより受けられる生命保険料控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」
- (イ)「耕治さんが琴美さんの医療費を支払ったことにより受けられる医療費控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」
- (ウ)「耕治さんがふるさと納税をしたことにより受けられる寄附金控除は、税額控除として、一定金額を所得税額から差し引くことができます。」
- (エ)「耕治さんが振り込め詐欺による被害にあったことにより受けられる雑損控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」

問 29

耕治さんは、財形年金貯蓄について、FPの吉田さんに質問をした。財形年金貯蓄に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる数値に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、復興特別所得税については考慮しないものとする。

	財形年金貯蓄
契約締結の年齢要件	満（ア）歳未満
積立期間	毎月の給与や賞与から定期的に（イ）年以上の期間
非課税の限度額	<p>[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計（ウ）万円まで</p> <p>[保険型] 払込保険料累計額385万円まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して払込保険料累計額（ウ）万円まで</p>
目的外の払出時の原則的取扱い	<p>[貯蓄型] 過去（エ）年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される。</p> <p>[保険型] 積立開始時からの利息相当分すべてが一時所得扱いとなる。</p>

- 1.（ア）にあてはまる数値は、「60」である。
- 2.（イ）にあてはまる数値は、「5」である。
- 3.（ウ）にあてはまる数値は、「550」である。
- 4.（エ）にあてはまる数値は、「5」である。

問 30

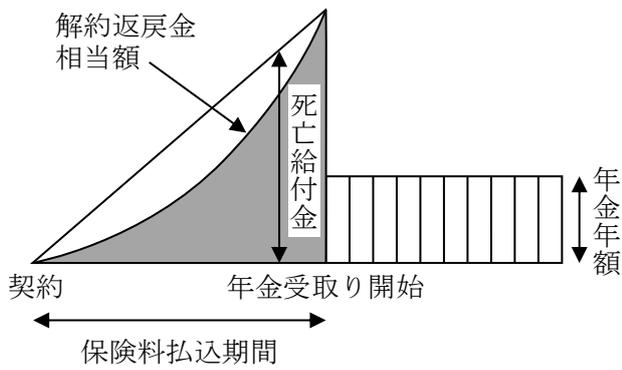
耕治さんは、教育資金が不足する事態に備えて、個人向け国債（変動10年）の中途換金について、FPの吉田さんに質問をした。個人向け国債（変動10年）の中途換金に関する吉田さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.「発行から1年経過すれば、原則としていつでも中途換金することができます。」
- 2.「中途換金は、全額または額面1万円単位ですることができます。」
- 3.「市場金利が低下すると個人向け国債（変動10年）の債券価格は上昇し、中途換金の際に値上がり益が生じることもあります。」
- 4.「中途換金する場合の換金額は、原則として、額面金額と経過利子相当額の合計額から中途換金調整額が差し引かれますが、中途換金調整額は直前2回分の各利子（税引前）相当額を基に算出されます。」

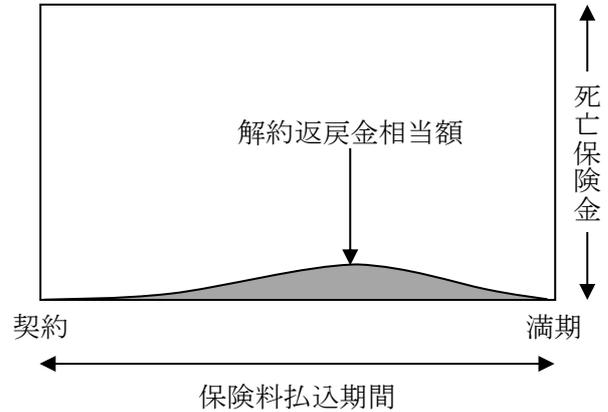
問3 1

耕治さんは、生命保険の解約返戻金について、FPの吉田さんに質問をした。吉田さんが、生命保険の解約返戻金相当額について説明する際に使用した下記のイメージ図のうち、耕治さんが契約している定期保険Aの解約返戻金相当額の推移に係る図として、最も適切なものはどれか。

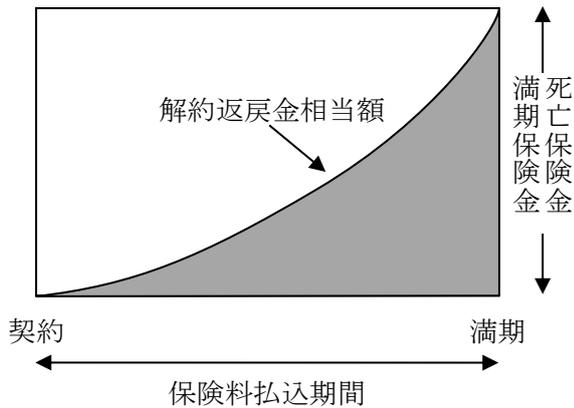
1.



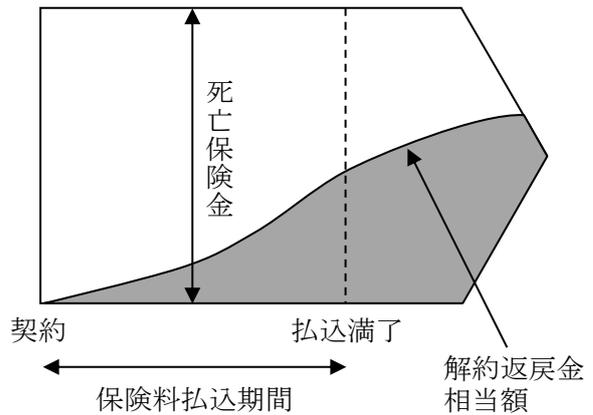
2.



3.



4.



問32

耕治さんは、契約している定期保険Aのリビング・ニーズ特約について、FPの吉田さんに質問をした。吉田さんが行ったリビング・ニーズ特約の一般的な説明として、最も不適切なものはどれか。

1. 「リビング・ニーズ特約の特約保険料は、無料です。」
2. 「リビング・ニーズ特約は、被保険者の余命が6ヵ月以内と診断されたときに死亡保険金の一部または全部を生前に受け取ることができる特約です。」
3. 「リビング・ニーズ特約の請求により被保険者が受け取った生前給付金は、所得税の課税対象となります。」
4. 「一般的に、リビング・ニーズ特約により請求できる金額は保険金額の範囲内で、1被保険者当たり3,000万円が限度となります。」

問33

耕治さんは、2024年1月に病気（私傷病）療養のため休業したことから、健康保険の傷病手当金についてFPの吉田さんに相談をした。下記＜資料＞に基づき、耕治さんが受け取ることができる傷病手当金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、耕治さんは、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[耕治さんの2024年1月の出勤状況]

13日 (土)	14日 (日)	15日 (月)	16日 (火)	17日 (水)	18日 (木)	19日 (金)	20日 (土)	21日 (日)
休業	休業	出勤	休業	出勤	休業	休業	休業	休業

[耕治さんのデータ]

- ・支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額平均額は、540,000円である。
- ・上記の休業した日について、1日当たり3,000円の給与が支給された。
- ・上記以外に休業した日はなく、上記の休業した日については、労務不能と認められている。

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式]

$$\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額平均額} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

- ・耕治さんへの傷病手当金は、（ア）より支給が開始される。
- ・耕治さんへ支給される傷病手当金の額は、1日当たり（イ）である。
- ・耕治さんに同一の疾病に係る傷病手当金が支給される期間は、支給を始めた日から通算して（ウ）である。

<語群>

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1. 1月18日 | 2. 1月20日 | 3. 1月21日 |
| 4. 9,000円 | 5. 12,000円 | 6. 18,000円 |
| 7. 1年間 | 8. 1年6ヵ月間 | 9. 2年間 |

問34

耕治さんは、現在の勤務先を2024年1月に自己都合退職した場合に受給することができる雇用保険の基本手当についてFPの吉田さんに質問をした。雇用保険の基本手当に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、個別延長給付等の記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

[耕治さんのデータ]

- ・現在の勤務先に22歳から勤務し、継続して雇用保険に加入しており、基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。
- ・これまでに雇用保険の給付を受けたことはない。

[基本手当の所定給付日数（抜粋）]

○一般受給資格者

算定基礎期間 離職時の満年齢	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	120日	150日
全年齢			

○特定受給資格者および一部の特定理由離職者

算定基礎期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		90日	120日	180日	—
30歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
30歳以上35歳未満		150日		240日	270日
35歳以上45歳未満					

- ・基本手当を受給する場合、離職後、住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）において求職の申込みをしたうえで、勤務先から受領した（ア）を提出しなければならない。
- ・耕治さんが受給することができる基本手当の所定給付日数は（イ）であり、求職の申込みをした日から7日間の待期間および原則として（ウ）の給付制限期間を経て支給が開始される。

<語群>

- | | | |
|---------|--------------|----------|
| 1. 離職票 | 2. 雇用保険被保険者証 | 3. 離職証明書 |
| 4. 120日 | 5. 210日 | 6. 240日 |
| 7. 1ヵ月 | 8. 2ヵ月 | 9. 3ヵ月 |

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

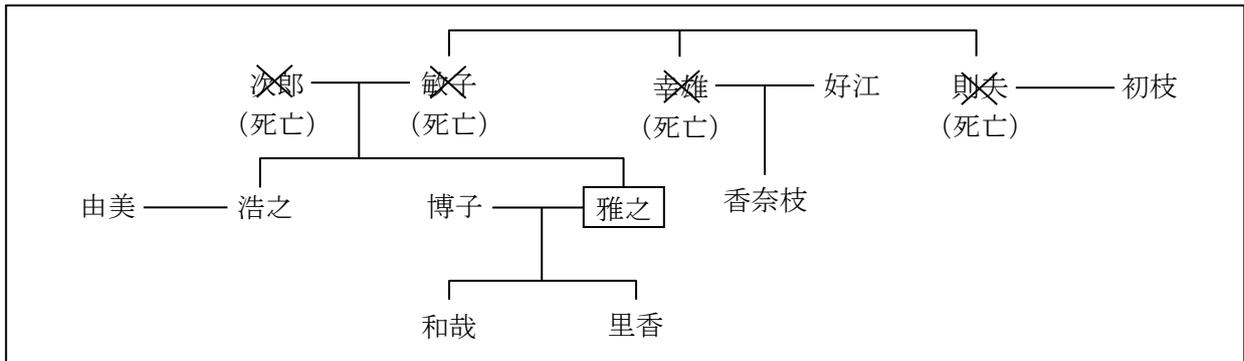
<設例>

国内の上場企業に勤務する池谷雅之さんは、今後の生活などについて、FPで税理士でもある最上さんに相談をした。なお、下記のデータは2024年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
池谷 雅之	本人	1967年 6月27日	56歳	会社員（正社員）
博子	妻	1967年10月18日	56歳	専業主婦
里香	長女	2000年 5月11日	23歳	会社員（正社員）
和哉	長男	2004年12月12日	19歳	大学生

II. 池谷家の親族関係図



III. 池谷家（雅之さんと博子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	雅之	博子
金融資産		
現金・預貯金	3,600	820
株式・投資信託	1,100	250
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	6,000	
建物（自宅の家屋）	520	
その他		
動産等	180	210

[資料2：負債残高]

住宅ローン：680万円（債務者は雅之さん。団体信用生命保険が付保されている）

自動車ローン：70万円（債務者は雅之さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険特約付終身保険A （終身保険部分） （定期保険部分）	雅之	雅之	博子	200 2,000	120 -
個人年金保険B	雅之	雅之	博子	-	500
医療保険C	雅之	雅之	-	-	-

注1：解約返戻金相当額は、2024年1月1日現在で解約した場合の金額である。

注2：個人年金保険Bは、据置期間中に被保険者が死亡した場合、払込保険料相当額が死亡保険金として支払われるものである。

注3：すべての契約について、保険契約者が保険料を全額負担している。

注4：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問35

FPの最上さんは、まず2024年1月1日現在における池谷家（雅之さんと博子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。

<池谷家（雅之さんと博子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
現金・預貯金	×××	自動車ローン	×××
株式・投資信託	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅の敷地）	×××	[純資産]	（ア）
建物（自宅の家屋）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問36

博子さんは、2023年8月末に正社員として勤務していたRX株式会社を退職し、その後再就職はしていない。退職後、RX株式会社から交付された源泉徴収票（一部省略）は下記＜資料＞のとおりである。雅之さんの2023年分の所得税の計算において、適用を受けることのできる配偶者特別控除の額として、正しいものはどれか。なお、雅之さんの2023年分の所得金額は900万円以下であるものとする。また、博子さんには、RX株式会社からの給与以外に申告すべき所得はない。

＜資料＞

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)											
		(役職名)											
		氏名 (フリガナ) イゲタニ ヒロコ											
		池谷 博子											
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額			
給料・賞与	内	千	円	千	円	千	円	内	千	円	千	円	
		1	880	000							38	160	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
老人				特定		老人		その他			特別		その他
有		従有		人		従人		人		人	人		人
千		円		人		人		人		人	人		人
286		464											
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
内			千			千			千				
286			464										
(摘要)													
年調未済													

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円(上限)

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の合計所得金額 \ 納税者の合計所得金額	900万円以下
48万円超 95万円以下	38万円
95万円超 100万円以下	36万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	26万円
110万円超 115万円以下	21万円
115万円超 120万円以下	16万円
120万円超 125万円以下	11万円
125万円超 130万円以下	6万円
130万円超 133万円以下	3万円

1. 0円
2. 11万円
3. 31万円
4. 38万円

問37

雅之さんは、2020年10月に購入した国内公募追加型株式投資信託RRファンドの売却を検討している。下記<資料>に基づき、RRファンドを一部解約した場合の譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、円未満の端数が生じた場合には、円未満の端数を切り捨てること。

<資料>

[購入時の条件]	
口数（当初1口＝1円）	240万口
基準価額（1万口当たり）	8,950円
購入時手数料率（消費税込み、外枠）	2.2%
[解約時の条件]	
口数（当初1口＝1円）	120万口
基準価額（1万口当たり）	9,752円
解約時手数料	なし

1. 48,984円
2. 58,090円
3. 72,612円
4. 96,240円

問38

雅之さんが2021年から2023年の間に行った国内公募追加型株式投資信託RQファンドの取引は、下記<資料>のとおりである。2023年末時点におけるRQファンドの個別元本（1万口当たり）として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

取引年月	取引内容	基準価額 (1万口当たり)	購入時手数料等 (消費税込み、外枠)
2021年5月	250万口購入	10,000円	55,000円
2022年9月	100万口売却	11,000円	—
2023年3月	50万口購入	12,000円	13,200円

1. 10,500円
2. 10,731円
3. 11,000円
4. 11,242円

問39

雅之さんは、現在の勤務先で、60歳の定年を迎えた後も継続雇用制度を利用し、厚生年金保険に加入しつつ70歳まで働き続ける場合の在職老齢年金について、FPの最上さんに質問をした。下記<資料>に基づく条件で支給調整された老齢厚生年金の受給額（年額）として、正しいものはどれか。

<資料>

[雅之さんに関するデータ]

65歳以降の給与（標準報酬月額）	38万円
65歳以降の賞与（1年間の標準賞与額）	108万円 ※6月と12月にそれぞれ54万円
老齢厚生年金の受給額（年額）	120万円
老齢基礎年金の受給額（年額）	78万円

[在職老齢年金に係る計算式]

基本月額：老齢厚生年金（報酬比例部分）÷12

総報酬月額相当額：その月の標準報酬月額＋その月以前の1年間の標準賞与額の合計÷12

支給停止額：（基本月額＋総報酬月額相当額－48万円）×1/2

支給調整後の老齢厚生年金の受給額（年額）：（基本月額－支給停止額）×12

※雅之さんは、老齢年金を65歳から受給するものとする。

※記載以外の老齢年金の受給要件はすべて満たしているものとする。

※老齢厚生年金の受給額は、加給年金額および経過的加算額を考慮しないものとする。

1. 540,000円
2. 660,000円
3. 930,000円
4. 1,050,000円

問40

博子さんは、現在、雅之さんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被扶養者となっている。今後、博子さんがパートタイマーとして地元の中小企業P E株式会社で働き始めた場合でも、引き続き雅之さんが加入する健康保険の被扶養者となるための条件について、F Pの最上さんに質問をした。健康保険の被保険者および被扶養者に関する次の説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、P E株式会社の従業員数は50人以下であり、任意特定適用事業所ではないものとする。また、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

「博子さんがパートタイマーとしてP E株式会社で働く場合、週の所定労働時間および月の所定労働日数が通常の労働者の（ア）以上となる場合は、健康保険の被保険者とされます。
また、健康保険の被扶養者となるには、主に被保険者の収入により生計を維持していることおよび原則として日本国内に住所を有していることが必要です。生計維持の基準としては、被扶養者となる人が被保険者と同一世帯に属している場合、原則として、被扶養者となる人の年間収入が（イ）万円未満（60歳以上の者や一定の障害者は***万円未満）で、かつ、被保険者の収入の（ウ）未満であることとされています。」

1. (ア) 3分の2 (イ) 103 (ウ) 2分の1
2. (ア) 3分の2 (イ) 130 (ウ) 3割
3. (ア) 4分の3 (イ) 103 (ウ) 3割
4. (ア) 4分の3 (イ) 130 (ウ) 2分の1